

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	五條市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.gojo.lg.jp/www/genre/0000000000000/1418012438490/index">http://www.city.gojo.lg.jp/www/genre/0000000000000/1418012438490/index</a>

執行機関名 五條市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費資金貸付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第39号)別表第1第6の項 福祉医療費資金貸付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法 第1条	五條市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第42号)第1条、第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、<u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、<u>福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)</u>の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、<u>生活の安定と自立を促すことを目的とする。</u></p> <p>第2条 前条、次条及び第6条に規定する福祉医療費助成条例等は、次に定めるものをいう。</p> <p>(1) <u>五條市子ども医療費助成条例(昭和48年10月五條市条例第30号。以下「子ども医療費助成条例」という。)</u></p> <p>(2) <u>五條市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年10月五條市条例第29号)</u></p> <p>(3) <u>五條市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月五條市条例第26号)</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>五條市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第42号)  五條市子ども医療費助成条例(昭和48年五條市条例第30号)</p>